

適格合併等に係る合併法人等の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の計算に関する明細書（その1）		事業年度又は連結事業年度	・ ・	法人名	
被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額のうち当該法人のものとみなされる金額の計算					
適格組織再編成の別： 適格合併・適格分割・適格現物出資 適格組織再編成の日： ・ 被合併法人等の名称：					
被合併法人等の事業年度又は連結事業年度	被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額	分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額	②のうち当該法人が移転を受ける事業に係る部分の金額	当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額 $\text{①又は①} \times \frac{\text{③}}{\text{②}}$	
	①	②	③	④	
・ ・	円	円	円	円	
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の計算					
当該法人の事業年度又は連結事業年度	当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額（前期の第7号の2様式（その1）⑩）	当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額	当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額		
	⑤	④ ⑥	⑤+⑥ ⑦		
・ ・	円	円	円		
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					
・ ・					

第7号の2様式別表5記載要領

- 1 この明細書は、政令第9条の7第20項及び第48条の13第21項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和2年旧政令」という。）第9条の7第21項及び第48条の13第22項の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第7号の2様式の明細書に添付する場合は（その2）により、それ以外の場合は（その1）によること。なお、（その2）は（その1）に代えて使用して差し支えないものであること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第7号の2様式の明細書に添付する場合にあつては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 （その1）の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」及び「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の欄の上段は政令第9条の7第19項又は令和2年旧政令第9条の7第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第9条の7の2第1項の規定による読替え後の政令第9条の7第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。
 - (2) 「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の記載に当たっては、次によること。
 - (イ) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人（同条第11号に規定する被合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式（その1）の「翌期繰越額⑰」の欄の金額を記載すること。
 - (ロ) 当該法人を分割承継法人等（分割承継法人（法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）又は被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等（分割法人（同条第12号の2に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式（その1）の「翌期繰越額⑰」の欄の金額を記載すること。
 - (3) 「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表6(2)）の「調整国外所得金額(16)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の2）の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。
 - (4) 「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額④」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は①×③／②」を抹消し、適格分割等が行われた場合には「①又は」を抹消すること。
- 4 （その2）の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」及び「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度の「道府県民税」の欄の上段は政令第9条の7第19項又は令和2年旧政令第9条の7第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第9条の7の2第1項の規定による読替え後の政令第9条の7第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載し、各事業年度又は各連結事業年度の「市町村民税」の欄の上段は政令第48条の13第20項又は令和2年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の2第1項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。
 - (2) 「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の記載に当たっては、次によること。
 - (イ) 当該法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式（その2）の「翌期繰越額⑱」の欄の金額を記載すること。
 - (ロ) 当該法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式（その2）の「翌期繰越額⑱」の欄の金額を記載すること。
 - (3) 「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表6(2)）の「調整国外所得金額(16)」の欄の金額、法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別調整国外所得金額(11)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の2）の「調整国外所得金額(10)」の欄の金額を記載すること。
 - (4) 「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額④」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は①×③／②」を抹消し、適格分割等が行われた場合には「①又は」を抹消すること。